



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
 代表者名 代表取締役社長
 兼最高経営責任者(CEO) 堀口 利美
 (コード：3647 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役最高財務責任者(CFO)
 兼経営管理本部長 長倉 統己
 (TEL. 03-3796-0650)

行使価額修正条項付第 3 回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ (MS ワラント)

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当の方法により第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」）という。）を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第 3 回新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 24 年 5 月 28 日
(2) 発行新株予約権の総数	120 個
(3) 発行価額	本新株予約権 1 個当たり 25,000 円（総額 3,000,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	当初の行使価額（55 円）における潜在株式数：5,454,480 株 行使価額上限値（82 円）における潜在株式数：3,658,440 株 行使価額下限値（38 円）における潜在株式数：7,894,680 株
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	総額 303,000,000 円（手取概算額 283,800,000 円） 内訳 新株予約権発行による調達額 3,000,000 円 新株予約権行使による調達額 300,000,000 円
(6) 行使価格及び行使価額の修正条項	当初行使価額 55 円（前営業日である 5 月 10 日終値の 105%となります。） 行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切り上げ）に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額（82 円）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額（38 円）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 行使期間	平成 24 年 5 月 28 日から平成 26 年 5 月 27 日
(8) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(9) 割当予定先	Brillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）60 個 Brillance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）60 個

(10)その他	<p>① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができる。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p>
---------	---

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクテクトテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、前連結会計年度において353百万円、当第2四半期連結累計期間において99百万円の営業損失を計上し、また当第2四半期連結累計期間における営業キャッシュ・フローも76百万円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況下、当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

株式会社コネクテクトテクノロジーズにおいては、これまで4つの基幹事業（システムソリューション事業・サービス事業・コンサルティング事業・プロダクツ事業）で展開しておりましたが、コンサルティング事業及びプロダクツ事業については、営業社員がおらず、営業力が十分ではなかったため、当該2事業を2つの基幹事業（システムソリューション事業・サービス事業）に集約いたしました。これに現経営陣の得意分野であるエンタテインメント事業（小売・物販を含みます。）を三つ目の新たな事業軸として加えることといたしました。エンタテインメント事業を加えることにより、グループ内において、ネット販売、ペーパーレスチケット販売等のシステム開発及びサイト運営を株式会社コネクテクトテクノロジーズが行ない、エンタテインメント事業はネット販売による売上増、システムソリューション事業、サービス事業はノウハウの蓄積によるグループ外展開を図れるなどのシナジー効果を見込んでおりました。エンタテインメントとITの融合による、多角展開（PC、携帯電話、スマートフォン等）を足がかりに、多種多様な業種とITのコラボレーションを提案、構築、展開することでグループの付加価値、業種にとらわれないシステム及びサービスの提供等の独自性を高められると判断し、営業力の強化を図るべく、当社を設立いたしました平成23年3月1日より平成24年2月29日の1年間において事業展開してまいりました。

具体的には、平成23年3月15日にCDの企画販売及びアーティストのプロモーションを行う株式会社ゲットバック・エンタテインメントを設立し、平成23年3月31日に若年層女性向けのファッション雑貨の企画やファッション雑貨の店舗販売を展開している株式会社SBYを子会社化、また平成23年6月1日に、ファッションEコマースサイトやカタログを中心とした通信販売を展開し、若年層の女性に対して、ドレスやアクセサリなどの販売による事業展開をおこなっている株式会社ガットを子会社化、平成23年9月13日にOEMによるスイーツ製造卸やコンサルティングを主眼に置いた株式会社DL Cを設立いたしました。

さらに、平成23年9月15日には四つ目の新たな事業軸として、株式会社コネクテクトテクノロジーズにおいて、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びに同社が展開するITソリューションを駆使したエネルギー管理（見える化）サービスを行う、環境エネルギー事業を開始いたしました。

この結果、システムソリューション事業、サービス事業、エンタテインメント事業、環境エネルギー事業の4事業を当社グループの事業セグメントとして事業展開を行ってまいりました。

しかしながら、エンタテインメント事業である、株式会社ゲットバック・エンタテインメント、株式会社DLCを設立したものの、その後の事業遂行過程において、当初予定していた収益の見通しが困難であることが判明いたしました。

株式会社ゲットバック・エンタテインメントにおいては、平成24年8月期の事業計画は売上予算82百万円、経常利益予算3百万円としていたものの、自ら企画販売するコンピレーションCD等はリサーチ不足及び営業力不足により予定の1割程度の販売数にとどまるとともに、もう一つの柱としていた、平成23年9月にデビューした所属アーティスト「Brand New Vibe」（ブランニューバイブ）において今期中に契約レーベルより発売予定としていたアルバムCDの発売決定が契約レーベルの販売計画の変更（知名度が上昇してから販売する旨の計画変更）により、平成24年秋以降に延期（発売時期及び発売自体が未定）するなど、2つの収益の柱が計画通り進捗しないことにより収益の見通しが立たない状態が続いております。

このため同社の役員報酬の大幅削減、及びアーティスト活動費の削減等の経費削減努力を考慮したとしても、敢えてこのタイミングで撤退を図ることが、赤字経営から脱却し、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させることを最重要課題とする当社グループにおいては必要であると判断し、平成24年3月6日付で当社が保有する同社株式全株を同社代表取締役である赤尾泰明氏に売却いたしました。

株式会社DLCにおいては、平成24年8月期の事業計画は売上予算117百万円、経常利益予算10百万円としており、自社スイーツブランド「生香」の設立による製造販売はおこないましたが、OEMによる製造卸については、期待していた小売企業とのコラボレーション企画の実施時期がスイーツ商品の需要見込不明による展開時期見直しとなり、計画していたOEM案件の受注目処が大幅に延期され、今後も事業計画どおりの結果を残せない可能性が高いことが判明し、同社の既存の営業力、企画力等では市場に左右され、計画通り業績に反映させることは困難と判断いたしました。

このため、今後の同社における収益改善のための役員報酬の減額、不要不急の経費の見直し等による収益改善のための経費削減努力を考慮したとしても、敢えてこのタイミングで撤退を図ることが、赤字経営から脱却し、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させることを最重要課題とする当社グループにおいては必要であると判断し、平成23年12月26日付で当社が保有する同社株式全株を当社代表取締役である堀口利美氏に売却いたしました。

一方、株式会社SBY及び株式会社ガットにおいては、第2四半期末時点において当初事業計画以上の結果を残せていることが判明するとともに、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させるためには両社の更なる収益向上策を実施することが必要であると判断し、株式会社ガットを存続会社として、若者向け商業施設に出店するなどし、全国で5店舗展開中の株式会社SBYを統合し、存続会社である株式会社ガットの商号を株式会社SBYとすることにより、知名度の向上並びに対外的な信用力が増し、収益向上が期待できるものとして平成24年3月1日付で両社を合併いたしました。

また、株式会社コネクテクトテクノロジーズで展開する環境エネルギー事業において、同事業の側面の一つである、リース・レンタル（※注1）、またはファンド（※注2）を利用したスキームにより、当社が顧客に対し販売するという手法を想定しておりましたが、①当社に継続企業の前提に関する重要な疑義の注記が付されていることにより、当社の与信供与力が低下し、リース・レンタルの手法が成立していないこと、②金融機関からの顧客の紹介も期待していたものの、当社に継続企業の前提に関する重要な疑義の注記が付されていることにより、当社の事業遂行力ならびに資金力等の信用力が低下し、顧客の紹介がなかったこと、を理由に、環境エネルギー事業の計画が大幅に遅れている状況になっております。

このため、同事業は当社が従来から展開するITソリューションを駆使したエネルギー管理サービスを付加した顧客向け販売を中心に事業展開を図る計画に修正することといたしました。これらの施策

により、当第2四半期連結累計期間における99百万円の営業損失、また△76百万円の営業キャッシュ・フローは、株式会社SBYによる更なる収益拡大及び、株式会社コネクテクトテクノロジーズによるコスト削減施策における収支均衡により、当第3四半期以降改善できる見通しではあるものの、黒字転換及び収益の拡大を図るためには、これまで削減していた株式会社SBYにおける販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用が必要不可欠となっております。当社グループの収益基盤である株式会社SBYにおいて、昨年夏以降、パブリック広告以外の雑誌宣伝やテレビコマーシャル等の露出を売上比5%と大幅に削減しており、販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用が必要不可欠となっております。この結果、コスト削減による利益確保は達成できましたが、来期以降の収益力を拡大させるためには、同業者なみの売上比12%を基準とした積極的な販売促進費及び広告宣伝費の活用が必要不可欠と考えております。

一方、当第2四半期連結累計期間における△76百万円の営業キャッシュ・フロー、△47百万円の投資キャッシュ・フローの補てん、及び財務キャッシュ・フローにおける68百万円の金融機関等への借入金返済のために、借り入れた175.6百万円（有限会社ブレンから当社に対する貸付金の元利合計額83.2百万円、当社代表取締役である堀口利美氏から当社に対する貸付金の元利合計額20.2百万円、及び堀口利美氏から100%子会社である株式会社コネクテクトテクノロジーズに対する貸付金の元利合計額42.1百万円、有限会社インターコスモスから当社に対する貸付金の元利合計額10百万円、及び有限会社インターコスモスから株式会社コネクテクトテクノロジーズに対する貸付金の元利合計額20.1百万円）につき、返済期限はすでに到来しているとともに、ガバナンスの観点からも取締役との金銭取引は解消すべきであると考えております。

当社といたしましては、前述の状況を鑑み財務基盤の安定化を図ることが望ましいとの判断に至りました。このような中、当社は、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討、並びに見込先との協議を行ったものの、間接金融については、現在の当社の業績や財務状況及び継続企業の前題に関する重要な疑義が存在している状況において理解を得ることはできませんでした。

次に、エクイティ・ファイナンスによる資金調達方法を主眼として再検討せざるを得ないとの考えに至り、第三者割当増資による資金調達を検討し、当初早期に資金調達を可能とする新株式だけの発行を含めて検討してまいりました。

しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当先との交渉を進めた結果、割当先からの理解を得ることはできませんでした。

その中で、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から紹介いただいた株式会社ビッグヒットより、ファイナンス候補先の一つとしてBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundを紹介頂き、今回の割当予定先であるBrillance Hedge Fund、Brillance Multi Strategy Fundとの交渉を開始し、引き続き交渉を続けた結果、新株式による引受は難しいとしながらも、市場価額を鑑みながら自分の判断で行使することができる新株予約権であれば、引受けるという回答を頂きました。割当予定先の意向を踏まえ、当社と致しましては、経営権の維持を前提として、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができることから、割当先の意向により、新株予約権での発行を決定いたしました。

その中でも、当社が行使価額修正条項付の新株予約権の発行を決定した理由としましては、行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、2年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、当社が必要とする資金の調達が可能であること、また、当初行使価額での潜在株式に係る議決権個数は54,544個（11.56%の希薄化）であるものの、行使価額の下限值である38円における潜在株式に係る議決権個数は78,946個（16.72%の希薄化）となり、更なる希薄化が生じてしまう一方で、行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであるため、行使価額の上限時である82円における潜在株式に係る議決権個数は、36,584個（7.75%の希薄化）と、希薄

化を抑制することが、当社の株価次第では可能であること、などの理由により、割当先との交渉を行い、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。

なお、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- ① 行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、2年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能であること。
- ② 新株式の発行と比べ、希薄化が一気に生じる可能性が低いこと。
- ③ 行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、希薄化を抑制することが可能であること。
- ④ 当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することが可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能であること。
- ⑤ 当社が事前通知することにより新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができること。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになります。

- ① 現在の当社の時価総額を鑑みると、発行決議日現在の当社の議決権個数 472,038 個に対し、行使価額の下限值である 38 円における潜在株式に係る議決権個数は 78,946 個となり、最大 16.72%の希薄化が生じてしまうことにより、行使価額が固定されている新株予約権と比較して、希薄化率が大きくなってしまうこと。
- ② 本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること。なお、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まること。
- ③ 割当予定先による取得請求権が付されていることから、割当予定先による取得請求権の権利行使条件に該当し、更に取得請求権が行使された場合、または、当社株価が下限行使価額を下回る場合ることから権利行使がなされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがあること。

以上の点がデメリットではあるものの、割当先とは空売りや借株を行わない旨を総額買受契約にて約する予定であり、割当先は本新株予約権の行使により付与された株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、①及び②のようなデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。取得請求権が行使された場合、及び下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能となり、財務基盤の安定化、及び事業資金の確保などが可能となることから、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。

※注1. 当社が開拓した顧客のうち、自己での資金が乏しく、独自での資金調達が困難な顧客に対して、当社が連帯保証することにより金融機関の関係するノンバンクからのリース・レンタルを可能とするスキーム。

※注2. ファンドを利用したスキームは以下のとおりです。

- ① 当社は金融機関より、メガソーラー等の設置を検討している顧客の紹介を受ける。
- ② 当社から当該顧客にメガソーラー等のパネルを販売する。

- ③ 当該顧客はパネル等を含めた設置費用を金融機関から紹介されたファンドより出資を受ける。
- ④ 当該顧客は設置後の売電利益によってファンドに利益を還元する。

3. 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(i) 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で、行使価額及び対象株式数が毎週金曜日に修正されます。

- ① 本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の終値の105%となっております。
- ② 毎週金曜日を決定日として、決定日の終値（終値がない場合や決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の終値のある取引日）の90%に行使価額が修正されます。
- ③ 修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は当初行使価額の150%、下限行使価額は当初行使価額の70%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限行使価額方向の幅の方が広がっております。
- ④ 1個当たりの払込金額である金2,500,000円を行使価額で除した数（端数切り捨て）が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

(ii) 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、上記iのとおり、行使価額の修正、それに伴い行使により付与される株式数は修正されますが、本新株予約権1個当たりの払込金額は金2,500,000円と固定されており、行使総額300百万円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

(iii) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ① 本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ② 行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。
- ③ 行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。
- ④ 行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。
- ⑤ 当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果がありますが、書面到達後10取引日経過後に有効となるため、まとまった行使による急激な希薄化を完全に防ぐことはできません。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(iv) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。（当社の要請による取得）

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の15取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。また、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があります。

本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、当社は割当予定先との交渉において、高額な発行価額では払込みが困難であることから、新株予約権のスキームについては、発行価額が過度に高額なものとならないようにしたいという要請もあったことも踏まえ、取得条項の内容を決定しております。

(v) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者の要請による取得）。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権 1 個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
- ② ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(vi) 事前報告

当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（MSCB等を含むがストックオプションは除く）又は新株予約権付社債（MSCB等を含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、割当予定先毎に30個以上の本新株予約権が残存する限り、事前の報告を行なうものいたします。

(vii) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本新株予約権の総額買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達する資金の総額 303,000,000円

(内訳) 新株式の発行による調達額

新株予約権の権利行使による調達額	300,000,000円
新株予約権の発行による調達額	3,000,000円

② 発行諸費用の概算額 19,200,000円

(内訳) 発行諸費用の内訳

新株予約権の公正価値算定費用	1,000,000円
有価証券届出書等開示資料作成費用	1,000,000円
ファイナンシャル・アドバイザー費用	15,000,000円
反社会勢力との関連性調査費用	1,000,000円
登記費用等	1,200,000円

③ 差引手取概算額 283,800,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(注3) 本新株予約権の行使に比例し当該行使額の5%が株式会社ビッグヒットに対するファイナンシャル・アドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用の下限額を1,000,000円としており、本新株予約権の行使がなされない場合においても、下限額を支払うこととしております。また、株式会社ビッグヒットから、割当予定先に対する手数料のキックバックなどは行われない旨、確認をしております。

(注4) 計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図るとともに、別の資金調達方法を検討いたします。

(注5) 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(注6) 新株予約権の公正価値算定、有価証券届出書等開示資料作成、ファイナンシャル・アドバイザー、及び反社会勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下のとおりであります。

新株予約権の公正価値算定：東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社

(東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢 元)

有価証券届出書等開示資料作成、及びファイナンシャル・アドバイザー：株式会社ビッグヒット

(東京都世田谷区太子堂 代表取締役 星野 智之)

反社会勢力との関連性調査：株式会社JPリサーチ&コンサルティング

(東京都港区 代表取締役社長 古野 啓介)

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金使途	金額
株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費	108.2百万円
有限会社ブレンへの借入金元金返済	83.2百万円 (元金82百万円及び利息1.2百万円)
有限会社インターコスモスへの借入金元金返済	30.1百万円 (元金30百万円及び利息0.1百万円)
堀口利美氏への借入金元金返済	62.3百万円 (元金62百万円及び利息0.3百万円)

(3) 調達する資金の支出予定時期

資金使途	支出予定時期（当社の想定時期）
株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費	平成24年6月～平成25年1月(各月13.25百万円)
有限会社ブレーンへの借入金元利金返済	平成24年6月～平成25年1月(各月10.62百万円)
有限会社インターコスモスへの借入金元利金返済	平成24年6月～平成25年1月(各月3.77百万円)
堀口利美氏への借入金元利金返済	平成24年6月～平成25年1月(各月7.81百万円)

(注1) 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金において資金管理する予定です。

(注2) 本新株予約権においては、当社及び割当予定先双方の意向により、本新株予約権の割当日以降、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行うことにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有しております。

(注3) 当社といたしましては、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しておりますが、仮に当社が取得条項の発動に基づき当社が新株予約権の取得を行う場合、割当予定先による取得条項の発動に基づき当社が新株予約権の取得を行う場合、又は株価が行使下限価額を下回っている等の理由により、又は計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、上記金額の減少が生じることとなるため、上記金額の減少が生じた場合につきましては、株式会社S B Y、有限会社ブレーン、有限会社インターコスモス、堀口利美氏の順で資金を充当いたします。

(注4) 短期借入金の借入先である有限会社ブレーンについては、当社主筆頭株主である佐藤辰夫氏の親族が代表取締役を務める会社であり、また、有限会社インターコスモスについては、当社代表取締役の堀口利美が代表取締役を務める会社であります。

(注5) 株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費108.2万円の内訳については、以下のとおりを予定しております。なお、計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、モデル契約料、テレビ放映費、店舗によるイベント費用、撮影費を含む制作費、ブログ広告費、カタログ制作費の順に資金を支出するとともに、支出予定時期の見直しを図ってまいります。

費目	金額
モデル契約料	30.0百万円
テレビ放映費	30.0百万円
店舗によるイベント費用	15.0百万円
撮影費を含む制作費	10.0百万円
雑誌掲載費	10.0百万円
ブログ広告費	6.3百万円
カタログ制作費	6.9百万円
合計	108.2百万円

(注6) 借入金の内訳は、以下のとおりとなります。なお、いずれも無担保での借入となり、借入金額（残額）の欄には、借入元本に平成24年4月末日までに発生した利息を含めた金額を記載しております。また、有限会社ブレーンとのコミットメント契約のみ遅延損害金の規定がありますが、有限会社ブレーンとの交渉の結果、遅延損害金は発生させない旨の了承を口頭でもらっております。なお、有限会社インターコスモス、堀口利美氏との契約につきましては、返済遅延による遅延損害金の規定はなく、遅延損害金は一切発生させない旨の了承を口頭でもらっております。

(有限会社ブレーン)

貸付先	借入期日	返済期日	元利金額 (残額)	利率
㈱コネクホールディングス	平成23年5月30日 平成23年6月15日 平成23年8月30日	平成23年12月30日	63.0百万円	5.00%
㈱コネクホールディングス	平成24年1月30日	平成24年4月30日	20.2百万円	5.00%

※返済期日が平成23年12月30日の借入契約については、コミットメント契約のため、融資総額残高にて利息計算を行っております。

(有限会社インターコスモス)

貸付先	借入期日	返済期日	元利金額 (残額)	利率
㈱コネクホールディングス	平成23年9月15日	平成24年2月29日	10.0百万円	1.475%
㈱コネクテクノロジーズ	平成23年10月20日	平成24年8月31日	20.1百万円	1.475%

(堀口利美)

貸付先	借入期日	返済期日	元利金額 (残額)	利率
㈱コネクテクノロジーズ	平成23年2月22日	平成23年4月22日	10.1百万円	1.475%
㈱コネクホールディングス	平成23年4月4日	平成23年4月28日	10.1百万円	1.475%
㈱コネクホールディングス	平成23年7月27日	平成23年12月30日	10.1百万円	1.475%
㈱コネクテクノロジーズ	平成23年11月29日	平成23年12月30日	1.0百万円	1.475%
㈱コネクテクノロジーズ	平成23年12月16日	平成24年4月30日	10.0百万円	1.475%
㈱コネクテクノロジーズ	平成24年3月1日	平成24年4月30日	4.0百万円	1.475%
㈱コネクテクノロジーズ	平成24年3月29日	平成24年4月30日	17.0百万円	1.475%

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の新株予約権の発行並びに行使によって調達される資金の使途については、返済期限が到来している有利子負債の圧縮を図るとともに、当社グループの積極的事業推進における収益体制の転換をおこなうことが目的であり、この結果、平成24年4月13日に「中期経営計画の修正に関するお知らせ」にて開示を行っておりますとおり、平成24年8月期第3四半期以降の期間黒字転換を図るとともに、平成25年8月期においては連結売上高3,000百万円、連結経常利益120百万円を目標として通期業績の向上を目指しております。

事業の積極的推進における収益力の黒字化改善は企業継続に必要な不可欠なことであり、この結果、当社の信用力が改善されるとともに、当社の収益性が回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行価額3,000,000円は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町1-11-28 相互永田町ビルディング2階、代表取締役 能勢元）に算定を依頼した上で決定しております。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価53円（平成24年5月10日の終値）、権

利行使価格55円、ボラティリティ55.19%（平成23年3月（当社上場日）から平成24年4月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.11%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権者による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき24,499,706円との結果を得ております。

具体的な算定根拠は以下のとおりであります。

第三者機関による算定の根拠として、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（2年後または取得条項発動14日後）に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.96%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた60.64%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額55円に代替資金調達コスト分33円を加えた88円としております。

なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定している取得条項発動水準（明確な発動タイミングは設定しておりませんが、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社といたしましては、別の有利な資金調達が実行できた場合に、取得請求を発動することを想定しております。）と異なる水準、つまり株価が10営業日連続して88円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定している取得条項発動水準と異なる取得条項発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、当社による取得条項があることは、割当先にとっては、上限行使価額を大きく超える株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が440,317円程度高く評価されております。

また、割当予定先には新株予約権者による取得請求権が付されておりますが、当社は、新株予約権者による取得条項がない場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しており、新株予約権者による取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っております。本新株予約権の発行要項に定める割当予定先の取得条項の条件とする「本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、当社は、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、本新株予約権者の請求にかかる本新株予約権を取得する義務を負うとする条項」の条件に基づき概算したところでは、新株予約権者による取得条項がない場合、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が2,918.17円程度低く評価されております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企

業価値の希薄化の影響を考慮し、株価88円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が84円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日あたり10,260株（最近1年間の日次売買高の中央値である102,600株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。

日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

また、行使価額につきましては、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成24年5月10日）の当社普通株式の普通取引の終値の105%に設定されており、行使価額は1週間に1度、毎週金曜日の株価終値の90%となりますが、行使価額の修正範囲は当初行使価額の150%から70%までであり、株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当予定先と行使価額については、交渉を開始した平成24年3月16日から平成24年5月10日において、交渉における期間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の53円から65円までの株価で行使価額を前提に交渉を開始し、本割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限定的な資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、事業収益の拡大展開は困難となる状況を踏まえ、協議の結果として、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成24年5月10日）の当社普通株式の普通取引の終値の105%に設定し、行使価額は1週間に1度、毎週金曜日の株価終値の90%とするが、行使価額の修正範囲は当初行使価額の150%から70%までであり、株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件とする旨の調整を行いました。

なお、当初行使価額55円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均55.89円に対しては1.60%のディスカウント、前日までの最近3か月平均58.46円に対しては5.93%のディスカウント、前日までの最近6か月平均59.80円に対しては8.03%のディスカウントであります。

上限行使価額82円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均55.89円に対しては46.70%のプレミアム、前日までの最近3か月平均58.46円に対しては40.25%のプレミアム、前日までの最近6か月平均59.80円に対しては37.12%のプレミアムであります。

下限行使価額38円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均55.89円に対しては32.02%のディスカウント、前日までの最近3か月平均58.46円に対しては35.01%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均59.80円に対しては36.46%のディスカウントであります。上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき24,499.706円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

ついでには、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用している東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定評価が合理的である

と当社は判断しております。

また、第三者機関からの算定結果を受け、割当予定先に対する当社の要望として「新株予約権の発行価額については、今回の新株予約権の発行諸費用のうち、本新株予約権の権利行使の有無に関わらず、当社の潤沢とは言えない資金状況に鑑みると、支払い費用として早期に支払うことが見込まれている金額（有価証券届出書等開示資料作成報酬1百万円、価値算定報酬1百万円、調査費用1百万円の合計3百万円）である本新株予約権の払込金額の総額の1%程度に設定して欲しい」という交渉を当社から割当予定先に行った結果、これを了承頂き、本新株予約権の1個当たりの払込金額を25,000円としております。

前述の評価報告書を踏まえて、当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、新株予約権の発行において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行っております。

東京フィナンシャル・アドバイザーズからの説明によると、発行時点における新株予約権の公正な価値（現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額））と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当するものと解されております。

これをもって、当社は、有利発行に該当するか否かの基準とするべきと考えており、本新株予約権の払込金額が、上記のとおり、当社が合理的であると判断する東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定評価による本新株予約権 1 個当たりの公正価値評価額（24,827,328円）を上回る金額の 1 個当たり25,000 円であることから、当社は、本新株予約権の発行価額が、有利発行には該当しないものと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価額につきましては、第三者委員会及び当社社外監査役3名全員から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

第三者委員会及び当社社外監査役が適法であるという判断にいたった理由として、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価（53円）、権利行使価額（55円）、ボラティリティ（55.19%）、行使期間2年、リスクフリーレート（0.11%）、配当率（0.00%）等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

なお、今回の割当先は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社より紹介を受けた株式会社ビッグヒットからの紹介であります。そのため、当該評価機関の独立性について検討いたしました。登記簿謄本による確認及び面談において人的、資本上の関係が無い旨の確認を行っており、個々の独立性は保持されていること、また、当社、及び第三者評価機関とは独立した公認会計士（本間公認会計事務所 東京都千代田区神田小川町3-14-3 公認会計士 本間周平）に、今回の算定に関する算定手法や、算定結果についての妥当性について確認を頂き、その算定手法は、広く採用されているモンテカルロ・シミュレーションを採用されていること、また、モンテカルロ・シミュレーションにおける仮定設定、及び利用した変数については、広く一般的に採用されているものであり、妥当性があるとのことであり、当社はその選定について当該公認会計士の意見に鑑み適切なものと判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

名	称	Brillance Hedge Fund														
所	在	地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands													
設	立	根	拠	等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト											
組	成	目	的	配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。 主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。												
出	資	の	総	額	1,000,000,000円											
組	成	日	平成21年3月1日													
出	資	者	・	出	資	比	率	要	・	出	資	者	の	概	要	投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd.の代表取締役山田高広氏（出資比率15%）と、その他14名の日本人を含む富裕層から出資されております。なお、山田高広氏以外に10%以上の出資者はおりません。
投資一任勘定委託先	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (80 ROBINSON ROAD, #02-00 SINGAPORE 068898)															
投資一任勘定委託先の概要	名	称	Brillance Capital Management Pte.Ltd.													
	所	在	地	80 ROBINSON ROAD, #02-00 SINGAPORE 068898												
	代表者の役職及び氏名	Managing Director 山田高広														
	事業内容	投資業														
	資本金	約30,000,000円（平成24年4月末現在）														
国内代理人の概要	名	称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社													
	所	在	地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号												
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山村 清														
	事業内容	経営コンサルタント業														
	資本金	10,000,000円														
上場会社とファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	当社の100%子会社である株式会社コネクテックテクノロジーは、平成22年9月24日付にて、本件割当予定先であるBrillance Hedge Fundを割当先として、第2回転換社債型新株予約権付社債の発行を実施しており、当該新株予約権の行使により株式会社コネクテックテクノロジー株式を保有しておりました。その後、株式会社コネクテックテクノロジー株式の株式移転により取得した当社株式を割当予定先は保有しており、本書提出日現在、当社株式を61株（単元未満株）保有しております。 また、本保有株式の売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。														
	上場会社と投資一任勘定委託先との関係	当社は現当社子会社である株式会社コネクテックテクノロジーにおいて平成22年9月24日付にて割当予定先を割当先として転換社債型新株予約権付社債の募集を実施し、平成23年3月1日付で株式会社コネクテックテクノロジーの株式移転により当社を設立したことにより、当該行使により100百万円を調達しております。なお、割当予														

		定先はかかる行使において取得した当社株式を引続き保有しており、本日現在、当社株式を61株保有しております。当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先との間には、上記以外に記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先並びに当該ファンドの投資一任勘定委託先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※なお、割当先、当該割当先の投資一任勘定委託先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団とは一切関係が無いことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

名 称	Brillance Multi Strategy Fund	
所 在 地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
設 立 根 拠 等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
組 成 目 的	配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。	
出 資 の 総 額	500,000,000円	
組 成 日	平成22年5月1日	
出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役山田高広氏(出資比率15%)と、その他16名の日本人を含む富裕層から出資されております。なお、山田高広氏以外に10%以上の出資者はおりません。	
投 資 一 任 勘 定 委 託 先	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (80 ROBINSON ROAD, #02-00 SINGAPORE 068898)	
投 資 一 任 勘 定 委 託 先 の 概 要	名 称	Brillance Capital Management Pte.Ltd.
	所 在 地	80 ROBINSON ROAD, #02-00 SINGAPORE 068898
	代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名	Managing Director 山田高広
	事 業 内 容	投資業
	資 本 金	約30,000,000円(平成24年4月末現在)
国 内 代 理 人 の 概 要	名 称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社
	所 在 地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号
	代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名	代表取締役 山村 清
	事 業 内 容	経営コンサルタント業
	資 本 金	10,000,000円

上場会社と ファンドとの間の関係	上場会社と 当該ファンドと 間の関係	当社の100%子会社である株式会社コネクテクトテクノロジーズは、平成22年9月24日付にて、割当予定先であるBrillance Multi Strategy Fundを割当先として、第2回転換社債型新株予約権付社債の発行を実施しており、当該新株予約権の行使により株式会社コネクテクトテクノロジーズ株式を保有しておりました。その後、株式会社コネクテクトテクノロジーズ株式の株式移転により取得した当社株式を割当予定先は保有しており、本書提出日現在、当社株式を61株（単元未満株）保有しております。 また、本保有株式の売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。
	上場会社と 投資一任勘定委 託先との間の関 係	当社は現当社子会社である株式会社コネクテクトテクノロジーズにおいて平成22年9月24日付にて割当予定先を割当先として転換社債型新株予約権付社債の募集を実施し、平成23年3月1日付で株式会社コネクテクトテクノロジーズの株式移転により当社を設立したことにより、当該行使により100百万円を調達しております。なお、割当予定先はかかる行使において取得した株式会社コネクテクトテクノロジーズ株式の株式移転により取得した当社株式を引続き保有しており、本日現在、当社株式を63株保有しております。当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先との間には、上記以外に記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先並びに当該ファンドの投資一任勘定委託先との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と 国内代理人との 間の関係	当社と当該国内代理人の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※なお、割当先、当該割当先の投資一任勘定委託先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団とは一切関係が無いことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、当社と兼ねてから取引実績があり当社取締役CFO兼経営管理本部長である長倉統己と知己である本新株予約権の第三者算定評価にも関わる東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に、資金調達の相談を行ったところ、財務アドバイザーとして、株式会社ビッグヒット（東京都世田谷区太子堂4-1-1、代表取締役社長 星野智之）の紹介を平成24年3月上旬に受けております。

その結果、株式会社ビッグヒットより、ファイナンス候補先の一つとしてBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundを紹介頂き、並びに、財務アドバイザー会社が、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）とのつながりないことを前提として、実務支援報酬を含む報酬体系を鑑み、株式会社ビッグヒットと平成24年4月2日にアドバイザー契約を締結致しました。

また、割当予定先を選定につきましては、紹介頂いたBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundと交渉を進めてまいりました結果、行使価額固定の新株予約権と比較すると、行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて権利行使が行われやすいこと、当社の調達という目的が達成しやすいこと、権利行使が可能であること、支配株主の異動が生じないこと、の理由を前提として更に慎重に検討を進め、割当予定先を選定するに至りました。

また当社の割当先選定基準に則り、取締役会における審議並びに社外監査役からの意見の確認等、適正

な社内手続を取っております。

- ①当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。
- ②高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。
- ③法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。
- ④払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。
- ⑤当社との緊密な連絡体制を構築できること。
- ⑥実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること
- ⑦特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。
- ⑧割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。
- ⑨割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。
ただし、当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、出資者全員が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

以上の割当先の選定基準について、①②③⑤⑥⑦⑧⑨は基準をすべて満たしております。

④については、割当先の払込資金の残高確認はできているものの、割当先への出資者については個別の開示を要請するも、投資一任勘定先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd の Managing Director 山田高広氏には開示する権限がないという理由により、個別の出資者については、確認することができませんでした。また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを ATC Fund Services (Hong Kong) Limited に委託しており、新規出資希望者の審査（反社会的勢力との関係有無調査を含む）も行っており、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を山田高広氏が行った上で、出資者の選定のプロセス、及び特定団体等との関係している事実はないことを確認し、その旨の確認書を受領してはおりますが、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited（以下「ATC Fund Services」）による、新規出資希望者の審査の方法は明らかにされておられません。しかしながら、当社は業務執行組員等である Brilliance Capital Management Pte. Ltd 並びに10%以上の主要な出資者である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役山田高広氏について特定団体等との関係している事実はないことの調査結果を得ており、主要な出資元について確認できていることから、選定基準の④については補完が出来ているものと考えております。

※ 本割当ては、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）

本ファンドは平成21年3月に組成されており、山田高広氏の自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても複数の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受で実績があります。

なお、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っており、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は、本拠地はシンガポールにありますが、山田高広氏が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは日本の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受の実績があり、払込も確実にしている先であるため、割当予定先としての信頼感が高いと判断したことから協議・交渉を行うこととし

ました。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって当社の資金調達方法として十分にメリットがあるものと判断しました。

なお、本ファンドは経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではなく、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いております。

Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)

本ファンドは平成22年5月に組成されており、山田高広氏の自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても複数の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受で実績があります。

なお、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っており、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は、本拠地はシンガポールにありますが、山田高広氏が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは日本の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受の実績があり、払込も確実にを行っている先であるため、割当予定先としての信頼感が高いと判断したことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって当社の資金調達方法として十分にメリットがあるものと判断しました。

なお、本ファンドは経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではなく、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いております。

(注 1) ケイマン諸島の現行法においては、マスタートラスト(統括会社)が登記を行うことで、サブトラスト(傘下会社)の登記をしないことが認められています。マスタートラストは、概念的には純粋持株会社のようなものであり、投資や運用を行わず、統括会社として存在します。従来の Brilliance Hedge Fund がマスタートラスト制に移行するに際し、Brilliance Hedge Fund が商号を変更して Brilliance Capital Master Fund となりました。これは、マスタートラストとしての登記を維持するための商号変更であり、会社法において、会社分割(新設分割)方式で持株会社化を実行するのと似た手続きを経ています。現 Brilliance Hedge Fund はサブトラストとなったものの、当該ファンドの実態(出資者や運用内容)は従来の Brilliance Hedge Fund から継続しているものであります。なお、マスタートラストとサブトラストは資本関係はなく、各サブトラストであるファンドが個別に出資者を募り、ファンドごとの資金運用が行われます。また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを ATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に委託しており、本新株予約権付社債の発行代金の送金事務も ATC Fund Services (Hong Kong) Limited が行う予定となっております。ATC Fund Services (Hong Kong) Limited は、いずれのファンドの新規出資希

望者の審査（反社会的勢力との関係有無調査を含む）も行っており、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役 山田高広氏が行った上で、出資者を決定しております。

(注2) ATC Fund Services (Hong Kong) Limited における審査結果について、審査内容に適合した者を対象に投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役 山田高広氏が最終面談を実施しており、適合したか否かの審査結果についての結果報告を都度受けてはおりませんが適合した者のみが出資者となっております。なお、当該審査の内容については、いわゆる金融機関における審査であるため、審査内容の開示は行っておりません。なお、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited の審査方法については、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. の Managing Director 山田高広氏にも確認をして致しましたが、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. には、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited の審査内容を開示する権限がないという理由により、具体的な審査内容については、確認することができませんでした。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である Brilliance Hedge Fund 及び Brilliance Multi Strategy Fund の Managing Director 山田高広氏とは、平成24年4月中旬に株式会社ビッグヒットよりご紹介を受けて電話会議を行い、その後、株式会社ビッグヒットを介してのメールにより、また、山田高広氏の帰国時には当社を御訪問頂いての面談により、複数回に亘り、当社の経営方針及び経営計画を説明の上、これら2つのファンドが経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としていること、ATC Fund Services Limited に登録し常に厳格な調査を受けている適法なファンドであり、反社会勢力と一切の関わりがないこと、当社と直接の緊密な連絡体制を構築頂けること及び払い込みに必要十分な資力を有していることの証明を頂けることを確認し、その結果として、本件新株予約権の引受に関する双方の合意に達することができました。

保有方針に関して特段の取決めをしておりますませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。

なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

また、当社と各割当先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、各割当先との間で、新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

なお、当社株式を Brilliance Hedge Fund (61株) 及び Brilliance Multi Strategy Fund (63株) を保有（単元未満株）しておりますが、売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行につきまして、当社は、各割当予定先の払込みに要する財産の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、

Standard Chartered Bank（スタンダードチャータード銀行本店英国ロンドン）における割当予定先銀行口座の残高確認書類を取得しております。

当社が取得した割当予定先銀行口座の残高確認書において確認された割当予定先銀行口座の残高の合計額が、本新株予約権の払込金額及び行使金額の総額（各割当予定先毎に151.5百万円）を上回る金額である、Brillance Hedge Fund403百万円、Brillance Multi Strategy Fund267百万円の預金残高をそれぞれ確認しております。

また、本新株予約権の発行価額について各割当予定先より発行日に払い込むことの確約をいただいております。

なお、割当予定先の投資スタンスとして、出来高を勘案しながら売却することを前提として行使を行うため、資金不足により行使ができない、一度に多額の行使により手元資金が不足するということはないため、全体としても十分に資産がある中で運用していると伺っており、他社上場企業の新株予約権の権利行使の状況を他社の開示資料から確認致しましたが、ヒアリングのとおり、一度に全額の行使を行わず、また、一回あたりの行使の金額は小さく、株価が行使価額を上回っている状況において、その都度行使を行うというものでした。また、今回の新株予約権は、1個あたりの行使金額250万円と、単位を小さく設計しており、1回あたりの行使価額を少なく抑えていることで、資金不足により行使ができない、ということが回避しやすくなると考えております。

また、これまでの割当先であるBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundの日本国内の上場企業における投資実績からも当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義される）は、本新株予約権の割当予定先であるBrillance Hedge Fund並びにBrillance Multi Strategy Fundとのそれぞれの間において、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

なお、当社は割当予定先であるBrillance Hedge Fund 及び Brillance Multi Strategy Fund との間で、本新株予約権を権利行使した場合に交付を受けることとなる発行会社普通株式の数量の範囲内で行う発行会社普通株式の売付け等以外の買受案件に係る空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨、総額買受契約において合意する予定であります。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の投資一任勘定先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd. のDirect Manager 山田高広氏から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当予定先の役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に暴力団等がいるという事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の投資一任勘定委託先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼いたしました。

その結果、各割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力との関係が一切無いことの回答を得られました。

また、各割当予定先の投資一任勘定委託先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実がないことの回答を得たことから、問題がない人物であると考えております。

なお、当該ファンドの出資者につきましては、当該ファンドの資金及び既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に当該ファンドの出資者について確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませ

んでした。

しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会的勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrillance Capital Management Pte. Ltd 代表取締役山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、当該ファンドの出資者が特定団体等である事実、特定団体等が当該ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、当該ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び当該ファンドの出資者が意図して特定団体等と交流を持っている事実などない旨、Brillance Capital Management Pte. Ltd 代表取締役山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

上記のとおり、割当予定先及び全ての出資者ならびに投資一任勘定委託先、及びフィナンシャルアドバイザー企業が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。

なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

（7）割当先の選定基準

今回の割当先である Brillance Hedge Fund 及び Brillance Multi Strategy Fund は当社が定める割当先の選定基準において以下のとおりであります。

- ①当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。
- ②高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。
- ③法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。
- ④払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。
- ⑤当社との緊密な連絡体制を構築できること。
- ⑥実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること
- ⑦特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。
- ⑧割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。
- ⑨割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

ただし、当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、出資者全員が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

以上の割当先の選定基準について、①②③⑤⑥⑦⑧⑨は基準をすべて満たしているとのことである。

④については、「割当先の払込資金の残高確認はできているものの、割当先への出資者については個別の開示を要請するも、投資一任勘定先である Brillance Capital Management Pte. Ltd の Managing Director 山田高広氏には開示する権限がないという理由により、個別の出資者については、確認することができませんでした。また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを ATC Fund Services (Hong Kong) Limited に委託しており、新規出資希望者の審査（反社会的勢力との関係有無調査を含む）も行っており、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を山田高広氏が行った上で、出資者の選定のプロセス、及び特定団体等との関係している事実はないことを確認し、その旨の確認書を受領してはおりますが、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited（以下「ATC Fund Services」）による、新規出資希望者の審査の方法は明らかにされておりません。しかしながら、当社は業務執行組員等である Brillance Capital Management Pte. Ltd 並びに 10%以上の主要な出資者である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役山田高広氏について特定団体等との関係している事実はないことの調査結果を得ており、主要な出資元につい

て確認できていることから、選定基準の④については補完が出来ているものと考えております。
」とのことであり、当社の選定基準に当てはまっていると考える。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
佐藤 辰夫	名古屋市熱田区	32,000,000	67.79	32,000,000	60.77
堀口 利美	東京都港区	3,940,400	8.35	3,940,400	7.48
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Ca yman, Islands	63	—	2,727,303	5.18
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Ca yman, Islands	61	—	2,727,301	5.18
西谷 茂樹	千葉県市川市	573,300	1.21	573,300	1.09
桑野 博一	大阪府豊中市	421,900	0.89	421,900	0.80
中村 美代子	愛知県愛知郡東郷町	218,700	0.46	218,700	0.42
巻幡 俊	広島県尾道市	215,900	0.46	215,900	0.41
山縣 刀茂子	京都市北区	181,000	0.38	181,000	0.34
山内 和男	名古屋市西区	180,000	0.38	180,000	0.34
堀口 詩穂	東京都港区	173,300	0.37	173,300	0.33
山内 和男	名古屋市西区	170,000	0.36	170,000	0.32
計	—	38,074,624	80.66	43,529,104	82.66

(注) 1 募集後の内容につきましては、平成24年2月29日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2 なお、大株主第8位並びに第10位に同じ株主名である山内和男氏の記載がありますが、株名簿においては登録住所が異なっており、別の株主として登録されているため上記のとおり記載しております。

3 Brillance Hedge Fund 及び Brillance Multi Strategy Fund は、長期保有を約しておりませんが、今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、当初権利行使価額で各割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に、上記のとおりとなります。

4 当社の100%子会社である株式会社コネクトテクノロジーズは、平成22年9月24日付にて、割

当予定先を割当先として、第2回転換社債型新株予約権付社債の発行を実施しており、割当予定先は、当該新株予約権の行使により株式会社コネクテックテクノロジーズ株式を保有しております。

その後、株式会社コネクテックテクノロジーズ株式の株式移転により取得した当社株式を割当予定先は保有しており、本書提出日現在、当社株式を Brilliance Hedge Fund61 株、及び Brilliance Multi Strategy Fund63 株をそれぞれ保有しております。なお、いずれも単元未満株式数であり、当社に対する議決権は保有しておりません。

なお、当社株式を Brilliance Hedge Fund (61 株) 及び Brilliance Multi Strategy Fund (63 株) を (単元未満株) 保有しておりますが、売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行による平成24年8月期の業績見通しについては、現在精査中であり、変更事由が発生した場合は速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当の本新株予約権の発行規模は、5. 発行条件等の合理性 (2) に記載のとおり、議決権個数472,038個に対する当初行使価額における希薄化率が11.56%であり、本新株予約権のすべてが下限行使価額において権利行使された場合、16.72%の希薄化が生じます。このため、①希薄化が25%未満であり、②支配株主の異動を伴わない(本新株予約権が全て行使された場合でも、支配株主の異動は見込まれない)ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を要するものではありませんが、当社から一定程度独立した者による今回の第三者割当増資の相当性及び必要性に関する客観的な意見書を入手するため、当社社外監査役である大松澤清隆氏、弁護士法人泉総合法律事務所の弁護士 泉義孝氏、本間公認会計士事務所の本間周平氏の3名によって構成された第三者委員会からの客観的な意見も求めました。

第三者委員会は、本新株予約権の発行の必要性及び相当性についての客観的意見を表明することをその役割として設置をしており、当社から一定の独立をしつつも社内の財務状況及び事業内容などの状況に精通した人物から構成されております。

なお、第三者委員である泉義孝氏、本間周平氏のそれぞれの独立性の程度について、いずれも当社の子会社である株式会社コネクテックテクノロジーズの過去の決算における会計処理の修正を目的とする調査委員会の委員ではあり、本間氏については同氏が所属する共立パートナーズ株式会社と当社の間においては決算における会計支援業務の委任関係が存在する者であります。いずれも過去に当社又は当社子会社の取締役、会計参与、もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがないため、一定の独立性があるものと認識しております。

第三者委員会からは、発行の目的・理由、調達金額、資金使途、希薄化率、割当先の選定、有利発行を含めた発行条件等を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行は、当社グループの事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、当社の企業価値向上のためには、事業基盤の構築、財務基盤強化のために資金調達をおこなう必要があることから相当であるとの意見を得ております。

第三者委員会から平成24年5月10日に表明された調査報告書において、このたびの本新株予約権の発行に伴って、既存株式の希薄化が生じるものの、当社の資金調達の必要性、調達資金の規模及び発行価額の相当性、本件第三者割当における割当先の属性等の各項目に照らしてみれば、以下のとおり、当社にとって必要且つ相当である旨が記載されており、第三者委員会からの調査報告書の以下の意見を尊重した上で、当社社外監査役全員からの、当社の企業価値向上のためには、事業基盤の構築、財務基盤

強化をおこなう必要性からも合理的である旨の意見も勘案し、適正であると判断したため、当社は本件第三者割当を決議することといたしました。

<当社が尊重した第三者委員会からの調査報告書の意見>

以下の理由から、本新株予約権の発行の必要性があると判断する。

① 株式会社S B Yにおける販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用による収益向上策の推進

当社グループは事業子会社として株式会社S B Yと株式会社コネクトテクノロジーズで形成されている。

株式会社S B Yは平成24年3月1日に株式会社ガットを存続会社、旧株式会社S B Yを消滅会社として新たに発足している。

これは、13年の業歴があり金融機関の取引実績がある株式会社ガットと、設立1年なるも、全国に5店舗出店している旧株式会社S B Yを統合することにより、10代から40代までの幅広い層の女性を顧客とするとともに、共通コストの削減により、より収益力を向上させることを目的としたものである。

平成24年8月期第2四半期までの累計実績として、株式会社ガットは経常利益予算△5百万円に対して実績1百万円、株式会社S B Yは経常利益予算△7百万円に対して実績28百万円と上方実績かつ黒字で推移している。

一方、株式会社コネクトテクノロジーズは、平成24年8月期第2四半期までの累計実績として、経常利益実績は△113百万円である。

これまで株式会社コネクトテクノロジーズにおいては事業再構築を含め、さまざまな改善策を施してきたが、これまで結果が伴っていない。

このことから、当面においては当社グループの収益の要は株式会社S B Yとせざるを得ないと考えられる。

当社グループの最重要課題は経常利益の黒字化であり、このためには、株式会社コネクトテクノロジーズについては現状の売上規模で吸収できる原価及び販売管理費までコストを圧縮させること、株式会社S B Yについては一層の収益力の拡大を図ることが必要と思われる。

株式会社S B Yの主要顧客である若年層女性は興味の対象が短期間で変貌しやすく、来期以降の収益力の拡大のためには、現時点からの販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用は必要不可欠と株式会社S B Yは判断しており、若年層女性への訴えかけはメディアでの露出が必要であることに鑑み、販売促進費及び広告宣伝費を使用するこの判断は合理性を有していると考える。

当社グループ全体の経費削減策の結果、株式会社S B Yについては、平成24年8月期第2四半期累計において売上797百万円に対して販売促進費及び広告宣伝費は73百万円の実績と売上比率において9%となっている。

株式会社S B Yにおける来期の収益目標である売上2,500百万円、経常利益100百万円を達成するためには、物販業界水準値として売上比12%である300百万円の販売促進費及び広告宣伝費の使用は必要とのことであり、まずは108百万円の用途目的があるとのことである。

よって、販売促進費及び広告宣伝費の使用より当社グループの黒字化がより確実なものになるのであれば、本新株予約権の発行による資金調達には必要性があると判断する。

②借入金の返済による財務体質の安定化及びガバナンスの健全性

当社グループにおいて、平成23年6月16日に第三者割当による新株発行にて佐藤辰夫氏より320百万円を調達しているが、これは有限会社ブレーンへの借入金返済320百万円に充当されており、この借入金は、うち200百万円については株式会社S B Yの子会社化及び事業譲受けの決済資金であり、120百万円は平成23年1月から5月までの不足運転資金に充当されていた。

このため、平成23年6月以降の不足運転資金については、当社に継続疑義の注記が付されている

状況では金融機関からの借入れが困難であったため、有限会社ブレーンから 82 百万円、堀口利美氏から 62 百万円、有限会社インターコスモスから 30 百万円を借り入れており、いずれも返済期日が経過している。

有限会社ブレーンは当社の取締役である佐藤辰夫氏が筆頭株主であり佐藤氏の配偶者が代表取締役を務めている会社である。

また堀口利美氏は当社の代表取締役であり、有限会社インターコスモスは堀口氏が代表取締役を務める会社である。

このため、当社特別利害関係者に対する借入金の返済となるわけであるが、コーポレートガバナンスの観点から、特別利害関係者が当社の大口債権者となっていることは上場会社である当社としては望ましくない。

よって、当社グループの財務体質の安定化及び借入金返済によりガバナンスの健全性が保てるのであれば、本新株予約権の発行による資金調達は必要性があると判断する。

③他の資金調達手段の可能性

他の調達手段としては、金融機関からの間接金融による資金調達が考えられるが、前述のとおり、そもそも継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在する中で、金融機関等から間接金融による資金調達を行うことは、当社にとって極めて困難な状況にあり、現実的に複数の金融機関から、拒絶されているとのことである。

また公募、株主割当、ライツイシュー等も、当社に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、配当においてもこれまで無配が継続している状況であり、かつ限られた時間の中では、引受先を確保することは現実的でなく、また、第三者割当による新株発行も、現実的に複数の先と交渉を試みたが拒絶されているとのことである。

本新株予約権の内容についても、行使価額が固定ではなく、行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすいと考えているとのことである。

また借入先である当社代表取締役堀口氏また取締役である佐藤氏あるいはその関係者から引き続き、あるいは金額を増加させて借入れを行うことは、両氏の資産背景から現実的ではないとのことであり、また前述のとおりガバナンスの観点からも望ましくない。

この結果、既存株主の持分を希薄化させ、当社株価の下落のおそれがあるものの、希薄率は最大で 14.12%と限られており、他に現実的なより良い手段は考えられないため、本新株予約権の発行による資金調達はやむを得ないものであると判断する。また、行使価額について修正条項が付されているという点についても、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすいため、当社の調達の必要性を鑑みると、やむを得ないものであると判断する。

第三者割当による「Brilliance Hedge Fund 及び Brilliance Multi Strategy Fund」を割当先とする本新株予約権の発行の相当性について

以下の理由から、本新株予約権の発行には相当性があると判断する。

(1) 資金使途の合理性

今回の新株予約権の発行並びに行使によって調達される資金の使途については、返済期限が到来している借入金の返済を図るとともに、当社グループの積極的事業推進による収益体制への転換を行うことが目的であり、当該資金調達により、当社グループにおいて、平成 24 年 8 月期第 3 四半期以降の期間黒字転換を図るとともに、平成 25 年 8 月期においては連結売上高 3,000 百万円、連結経常利益 100 百万円を目標として通期業績の向上を目指している。

事業の積極的推進による収益力の黒字化改善は企業継続に必要不可欠なことであり、これにより、当社の信用力が改善するとともに、当社の収益性を回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断する。

(2) 割当先の合理性

当社は、今回の第三者割当新株予約権発行にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、証券市場に対し株式価値の希薄化に配慮したスキームを用いること、当社の事業内容を理解してもらった上で実行すること、割当予定先等が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同してもらえる先を探してきたとのことである。

その中で、当社と兼ねてから取引実績があり当社取締役CFO兼経営管理本部長である長倉統己氏と知己である本新株予約権の第三者算定評価にも関わる東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に、資金調達の相談を行ったところ、財務アドバイザーとして、株式会社ビッグヒット（東京都世田谷区太子堂4-1-1、代表取締役社長 星野智之）の紹介を受け、その結果、株式会社ビッグヒットより、ファイナンス候補先の一つとしてBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundを紹介され、並びに、財務アドバイザー会社が、特定団体等とのつながりないことを前提として、実務支援報酬を含む報酬体系を鑑み、株式会社ビッグヒットとアドバイザー契約を締結したとのことである。

割当予定先の選定については、紹介されたBrillance Hedge Fund及びBrillance MultiStrategy Fundと交渉を進めた結果、機動的に資金調達が可能となること、新株予約権の中でも行使のタイミングにおける時価を鑑み、適宜権利行使が可能であること、支配株主の異動が生じないこと、の理由を前提として更に慎重に検討を進め、割当予定先を選定するに至ったとのことである。

また当社の割当先選定基準に則り、取締役会における審議並びに社外監査役からの意見の確認等、適正な社内手続を取っているとのことである。

- ①当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。
 - ②高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。
 - ③法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。
 - ④払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。
 - ⑤当社との緊密な連絡体制を構築できること。
 - ⑥実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること
 - ⑦特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。
 - ⑧割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。
 - ⑨割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。
- ただし、当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、出資者全員が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

以上の割当先の選定基準について、①②③⑤⑥⑦⑧⑨を満たしているとのことである。

④については、「割当先の払込資金の残高確認はできているものの、割当先への出資者については個別の開示を要請するも、投資一任勘定先であるBrillance Capital Management Pte.LtdのManaging Director 山田高広氏には開示する権限がないという理由により、個別の出資者について

は、確認することができませんでした。また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを ATC Fund Services (Hong Kong) Limited に委託しており、新規出資希望者の審査（反社会的勢力との関係有無調査を含む）も行っており、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を山田高広氏が行った上で、出資者の選定のプロセス、及び特定団体等との関係している事実はないことを確認し、その旨の確認書を受領してはおりますが、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited（以下「ATC Fund Services」）による、新規出資希望者の審査の方法は明らかにされておられません。しかしながら、当社は業務執行組合員等である Brilliance Capital Management Pte. Ltd 並びに 10%以上の主要な出資者である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役山田高広氏について特定団体等との関係している事実はないことの調査結果を得ており、主要な出資元について確認できていることから、選定基準の④については補完が出来ているものと考えております。」とのことであり、当社の選定基準に当てはまっていると考えられる。

よって、このため割当先については、合理性があるものと判断する。

また、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び株式会社ビッグヒットからの説明並びに登録簿謄本及び会社説明資料に基づき確認したところ、当社と両社及び各割当予定先との間に人的又は資本的関係はない。よって、割当先を紹介した東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び株式会社ビッグヒットについても独立した第三者機関として、合理性があるものと判断する。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
連結売上高	1,571,070千円	638,090千円	893,531千円
連結営業利益	△738,488千円	△426,461千円	△353,913千円
連結経常利益	△775,308千円	△478,425千円	△423,023千円
連結当期純利益	△1,294,068千円	△479,893千円	△438,398千円
1株当たり連結当期純利益	△21,391.34円	△5,374.19円	△15.67円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	7,952.67円	—（注）	5.13円

（注）平成21年8月期、平成22年8月期の業績については、当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクテックテクノロジーズにおけるものであり、平成22年8月期においては連結子会社が存在しないため、平成22年8月期の連結貸借対照表は作成しておりません。このため、平成22年8月期の連結貸借対照表に係る指標は記載しておりません。

(2) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
始 値	11,810 円	19,500 円	48 円
高 値	55,000 円	20,000 円	139 円
安 値	10,760 円	5,900 円	36 円
終 値	17,700 円	6,620 円	70 円

(注) 平成21年8月期、平成22年8月期の状況については、当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクテクトテクノロジーズにおけるものであり、平成23年8月期においては平成23年3月1日以降の当社の状況を記載しております。

②最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	58 円	64 円	60 円	63 円	60 円	57 円
高 値	68 円	76 円	67 円	63 円	65 円	62 円
安 値	55 円	56 円	59 円	59 円	55 円	51 円
終 値	64 円	60 円	63 円	60 円	57 円	57 円

③発行決議日前営業日における株価

	平成24年5月10日
始 値	53 円
高 値	53 円
安 値	51 円
終 値	53 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成23年6月16日
調 達 資 金 の 額	301,000,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	10 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	15,204,224 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	32,000,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	47,204,224 株
割 当 先	佐藤辰夫
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	有限会社ブレーンに対する借入金返済
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成23年6月16日
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金用途のとおり充当済

以下の状況については、当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクテクトテクノロジーズにおけるものであります。

・第2回転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）

発行期日	平成22年9月24日
発行新株予約権数	40個
社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：5,000,000円（各本社債の金額100円につき100円） 新株予約権の払込金額：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
当該発行による潜在株式数	当初の転換価額（6,878円）における潜在株式数：29,040株 転換価額上限値（13,756円）における潜在株式数：14,520株 転換価額下限値（3,439円）における潜在株式数：58,120株
資金調達額	200,000,000円（差引手取概算額：187,260,000円）
行使価額又は転換価額及びその修正条件	転換価額は当初6,878円とする。転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を当初転換価額の200%までの13,756円とし、下限を当初転換価額の50%までの3,439円とする。
募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
割当先	Brillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）：1億円（20個） Brillance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）：1億円（20個）
その他	譲渡制限条項あり
発行時における当初の資金使途	・財務基盤を安定させるための運転資金 ・短期借入金返済
発行時における支出予定時期	平成22年9月から平成23年8月
現時点における転換状況	4,878,536株 未償還社債5,000,000円
現時点における充当状況	短期借入金返済及び、収益の低下に伴い平成23年2月までの財務基盤を安定させるための運転資金に充当済み

・第三者割当増資

発行期日	平成21年12月25日
調達資金額	223,296,934円（差引手取概算額）
発行価額	6,354円
募集時における発行済株式数	64,469株
当該募集による発行株式数	37,771株
募集後における発行済株式総数	102,240株
割当先	カムレード匿名組合（営業者 富高英雄）
発行時における当初の資金使途	・当社及び当社グループの財務基盤を安定させるための運転資金 ・システムソリューション事業部門における大口顧客に対する既存受託事業の横展開並びに非接触ICソリューション分野の強化のための

	営業費用並びに人材獲得費用
発行時における 支出予定時期	平成21年12月から平成22年8月
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途のとおり充当済

・第4回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）

発 行 期 日	平成21年11月2日
発行新株予約権数	50個
発 行 価 額	総額1,234,300円（新株予約権1個当たり24,686円）
当該発行による 潜在株式数	当初の行使価額（12,002円）における潜在株式数：20,800株 行使価額上限値（24,004円）における潜在株式数：10,400株 行使価額下限値（6,001円）における潜在株式数：41,650株
資金調達額（新株予約 権の行使に際して出資さ れる財産の価額）	251,234,300円（差引手取概算額：232,734,300円） （内訳）新株予約権発行分：1,234,300円 新株予約権行使分：250,000,000円
行 使 期 間	平成21年11月5日から平成23年11月5日
募集又は割当方法	第三者割当により Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファ ンド）に全て割当てる
割 当 先	Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）
そ の 他	譲渡制限条項及び行使制限条項あり
発行時における 当初の資金使途	・当社及び当社グループの財務基盤を安定させるための運転資金 ・システムソリューション事業部門における大口顧客に対する既存受 託事業の横展開ならびに非接触ICソリューション分野の強化のための 営業費用ならびに人材獲得費用
発行時における 支出予定時期	平成21年11月から平成22年8月
現時点における行使状況	新株予約権4個 2,950株
現時点における 充 当 状 況	行使分については当社及び当社グループの財務基盤を安定させるため の運転資金に充当し、未行使分については平成21年12月25日付をも って未行使予約権の全部を取得し消却済

(注) なお、平成21年12月25日に発行致しました第三者割当増資のとおり、別の資金調達手段を講じたため、平成21年12月25日において、当社より取得請求権を行使し、新株予約権46個の買取りを行っております。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成20年9月10日
調達資金の額	169,992,000円
発 行 価 額	10,800円
募集時における 発行済株式数	45,416.41株
当該募集による 発行株式数	15,740株
募集後における	61,156株

発行済株式総数	
割当先	株式会社 CT 事業再生投資
発行時における 当初の資金使途	当社グループの財務基盤を安定させるための運転資金
発行時における 支出予定時期	平成20年9月から平成21年2月
現時点における 充当状況	当初の資金使途のとおり充当済

(注) 平成22年9月24日以前のエクイティ・ファイナンス状況については、いずれも当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクテクトテクノロジーズにおけるものであります。

以上

株式会社コネクトホールディングス第3回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社コネクトホールディングス第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の発行価額の総額 金 3,000,000円
3. 申込期日 平成24年5月28日
4. 割当日及び払込期日 平成24年5月28日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、本新株予約権を以下の通りに割当てる。

Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)	60個
Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)	60個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、第9項第(1)号の出資額を第9項第(2)号の行使価額（ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、出資金額を下限行使価額で除して得られる最大整数に行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じたものとする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、出資金額を行使価額で除して得られる最大整数に、本新株予約権の総数を乗じた金額となる。ただし、第11項の規定に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。
7. 本新株予約権の総数 120個
8. 本新株予約権の発行価額金3,000,000円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、2,500,000円とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、55円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、第10項及び第11項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
平成24年5月28日（割当日）以降の毎週金曜日（以下「決定日」という）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む。以下同じ。）のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。
11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けて終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成24年5月28日から平成26年5月27日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予

約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の45円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）

20. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

21. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

22. 行使請求受付場所

当社 経営管理本部

23. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店

24. 新株予約権の発行価額については、本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行

価額を25,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。